

騒音作業健康診断項目

等価騒音レベルが85dB(A)以上になる可能性が大きい作業場の業務に従事する労働者に対し、雇入れ時、または当該作業への配置替え時及び6ヶ月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施する必要があります。ただし、作業環境測定の結果その作業場の等価騒音レベルが85dB(A)未満の場合には、6ヶ月以内ごとに1回の定期の健康診断は省略することができます。

雇入れ時等健康診断

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- オーディオメータによる250、500、1,000、2,000、4,000、8,000ヘルツにおける聴力の検査(※)
- その他医師が必要と認める検査

定期健康診断

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- オーディオメータによる1,000及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査

なお、定期健康診断の結果、医師が必要と認める方については次の検査を実施しなければなりません。

- オーディオメータによる250、500、1,000、2,000、4,000、8,000 ヘルツにおける聴力の検査(※)
- その他医師が必要と認める検査

※印の検査は、気導純音聴力レベル測定法により実施します。